

山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金(以下「補助金」という。)については、農山漁村振興交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知)、中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱(平成28年10月11日付け28農振第1355号農林水産事務次官依命通知)、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、本県における山村等の振興を図るため、市町村に対し、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「山村振興等農林漁業特別対策事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

- 一 農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)第2の3の別紙6(農山漁村活性化整備対策に関する事業に係る取扱い)第2の1の別表2「要件類別ごとの要件等」の要件類別5中山間地域振興型に規定する事業
- 二 中山間地域所得向上支援対策実施要領(平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長及び平成28年10月11日付け28農振第1337号農林水産省農村振興局長通知。以下「所得向上実施要領」という。)第3の1の(3)のアの(ア)地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 別表1の補助対象経費の欄に掲げる1及び2の相互間における流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の規定による補助金交付申請書(第1号様式)の提出期限は、毎年度知事が別に定める。

- 2 前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明

らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(第2号様式)により市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 市町村長は、補助事業の経費又は事業内容について、別表2に定める軽微な変更以外の変更をしようとするときは、変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表の軽微な変更に該当する変更であって、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わないものについてはこの限りでない。
- 二 市町村長は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 四 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該財産に係る管理規程を定め、財産管理台帳(第5号様式)を整備し、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 五 市町村が、地方公共団体以外の事業実施主体が行う事業に対し、補助する場合においては、前各号の条件を履行させるために本要綱の他の規定に準ずる条件のほか必要な条件を付さなければならない。

(状況報告等)

第8条 市町村長は、次の各号に掲げる書類を当該各号の定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- 一 工事着手届(第6号様式) 工事に着手したとき
 - 二 工事変更届(第7号様式) 契約を変更したとき
 - 三 工事完成届(第8号様式) 工事が完成したとき
- 2 市町村長は、規則第10条の規定による状況報告について、年度の各四半期(第4・四半期を除く)の末日現在において、遂行状況報告書(第9号様式)を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いをすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする市町村長は、概算払請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 市町村長は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(第11号様式)により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するにあたって、同項ただし書に該当した事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、消費税仕入控除税額報告書(第12号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であって1件の取得価格又は増加価格が50万円以上のもの(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)を勘案して、交付決定通知に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第13号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- 4 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（証拠書類等の整備及び保管）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等で財産処分制限期間を経過しないものについては、帳簿等に加え本要綱第7条第1項第4号で規定する財産管理台帳その他関係書類を当該期間を経過するまで保管しておかなければならない。

（補助金調書）

第14条 市町村長は、当該補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする補助金調書（第14号様式）を作成しておかなければならない。

（事業の着手（着工））

第15条 事業の着手（着工）は、原則として、知事からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（着工）する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手（着工）届（第15号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。

（書類の経由）

第16条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正本1通及び副本2通とし、所轄の農務事務所長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附 則（平成8年10月17日一部改正）

この要綱は、平成8年10月17日から適用する。

附 則（平成9年10月17日一部改正）

この要綱は、平成9年10月17日から適用する。

附 則（平成10年11月1日一部改正）

この要綱は、平成10年11月1日から適用する。

附 則（平成16年1月19日一部改正）

この要綱は、平成16年1月19日から適用する。

附 則（平成17年4月5日一部改正）

この要綱は、平成17年4月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行日前に事業実施計画が認定され、この要綱の施行日後に実施されている補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月6日から施行し、改正後の規定は平成28年10月11日以降の交付に関するものについて適用する。

別表 1

事業	補助対象経費	補助率
山村振興等農林業特別対策事業	<p>1 事業費 市町村が行う山村振興等農林漁業特別対策事業に要する経費、又は地方公共団体以外の事業実施主体が行う山村振興等農林漁業特別対策事業に要する経費に対し市町村が補助する経費</p> <p>2 市町村附帯事務費 市町村が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p>	<p>市町村が事業実施主体の場合 補助対象経費の定額又は1/2以内。 ただし、農業集落道、連絡農道、小規模農林地等保全整備、景観・生態系保全整備、飲雑用水施設、防災安全施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境保全・活用交流施設に要する経費は5.5/10以内とする。</p> <p>地方公共団体以外が事業実施主体の場合 補助対象経費の定額又は1/2以内。 ただし、農業集落道、連絡農道、小規模農林地等保全整備、景観・生態系保全整備、飲雑用水施設、防災安全施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境保全・活用交流施設に要する経費は5.5/10以内とし、市町村の補助額を限度とする。</p>

別表 2

軽 微 な 変 更	
経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 内 容 の 変 更
<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>経費の欄に掲げる 1 の経費の次の増減 事業費総額の 30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げる 2 の経費の次の増減 経費の 30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げる 1 と 2 の経費の相互間におけるそれぞれの事業の増減</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>別表 1 の補助対象経費の欄に掲げる 1 の経費に係わる次の変更</p> <p>(1)事業実施主体の変更 (2)事業の新設又は廃止 (3)設置場所の変更 (4)事業量の 30%を超える変更</p>

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり山村振興等農林漁業特別対策事業を実施したいので、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱に基づき補助金 円を交付されたく申請します。

1 事業の目的

2 事業の内容（又は実績）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する 経費 (又は事業に要 した経費)	負担区分				備 考
		国庫交付金	県補助金	市町村費	その他	
事業費	円	円	円	円	円	
附帯事務費						
合 計						

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額 (又は本年度精算額)	前年度 予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫交付金	円	円	円	円	
県補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額 (又は本年度精算額)	前年度 予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
附帯事務費					
合 計					

(注) 区分の欄は、別表1の補助対象経費名を記載する。

予算議決(又は予算議決予定) 平成 年 月 日

6 添 付 書 類

(1) 第3条第一号に掲げる事業の経費にあつては、地区別事業内容及び配分表(別紙1-1)

(2) 第3条第二号に掲げる事業の経費にあつては、地区別事業内容及び配分表(別紙1-2)

第2号様式

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 - 号で申請のあった山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金について、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付することとしたので通知する。

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け第 - 号をもって申請（以下「申請書」という。）のあった山村振興等農林漁業特別対策事業とし、その内容は申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の額 ¥ _____
- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 補助金交付の条件は、別添のとおりとする。

第3号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 - 号で補助金交付決定通知のあった山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金については、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり計画を変更したいので承認されたく申請します。

1 変更理由

2 変更の内容

(以下、第1号様式に準じて作成のこと。)

(注)

- 1 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式により変更計画を作成し、(当初計画どおりの場合を含む。)当該変更に係わる部分については、その上段に括弧書で、当初計画を記載すること。
- 2 変更計画書は、(設計図面を含む。)新たに作成するものとし、設計説明書、事業費内訳及び工事費内訳書(工事明細書を除く。)に変更がある場合には、当該変更に係わる部分について、その上段に括弧書で当初計画を記載すること。

第4号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名

印

年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 - 号で補助金交付決定通知のあった山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金について、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の機関（廃止の時期）

第5号様式

財産管理台帳

市町村名 _____

地区名		事業実施年度				農林水産省所管交付金名				事業区分		処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業区分	事業内容					工期		総事業費	経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容
	事業種目	事業実施主体	工種・構造 施設区分	施工箇所 又は 設置箇所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日		負担区分								
								国庫 交付金	県 補助金	市町 村費	その他						
	小計																
	小計																
	合計																

- (注) (1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 (2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
 (3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称及び補助金返還額を記入すること。
 (4) この書記により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況を含んだ他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。
 (5) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写しまたは補助金調書(第14号様式)の写しを添付すること。

山梨県知事 殿

市町村長名

印

年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金工事着手届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金について、年 月 日工事に着手したので、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項第 1 号の規定により届けます。

- 1 事業種目
 - 2 事業量
 - 3 事業費
 - 4 事業主体
- 添付書類 工事執行調書
(別紙)

工 事 執 行 調 書

工事費				変更工事費			
設計額				変更設計額			
工事執行方法		請負 直営		執行年月日	当初	年 月 日	
		一般競争入札 指名競争入札 随意契約			変更	年 月 日	
執行内容	請負	工事名					
		工事場所					
		請負者	(住所)	(商号又は名称)			
			(代表者氏名)				
		請負額			変更請負額		
		工期			変更工期		
	契約年月日			変更契約年月日			
	直営						
備考							

第7号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金工事変更届

年 月 日付け 第 - 号で補助金交付決定通知のあった山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金について、年 月 日変更契約したので、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第8条第1項第2号の規定により届けます。

- 1 事業種目
- 2 事業量
- 3 事業費
- 4 事業主体

添付書類 工事執行調書（第6号様式の別紙）

第 8 号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金工事完成届

年 月 日付け 第 - 号で補助金交付決定通知のあった山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金について、年 月 日工事が完成したので、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項第 3 号の規定により届けます。

- 1 事業種目
- 2 事業量
- 3 事業費
- 4 事業主体

添付書類 工事執行調書（第 6 号様式の別紙）

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業遂行状況報告書

このことについて、 年 月 日現在の遂行状況を山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり報告します。

1 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		月 末 出 来 高		進捗率 (B)/(A)	備 考
	事業費(A)	国庫交付金	事業費(B)	国庫交付金		
事業費 附帯事務費	円	円	円	円	%	
合 計						

(注) 1 「実施計画」の欄には、様式第1号の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された金額について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 事業着手年月日 平成 年 月 日

3 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 - 号をもって補助金交付決定のあった山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金について、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

平成 年 月 日

区分	交付事業に要する経費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 第・四半期末の出来高	今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	月日迄予定出来高	金額	月日迄予定出来高		
事業費 付帯事務費	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

3 請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名 _____

(2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)

口座名 _____

第 1 1 号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 - 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について、次のとおり事業を実施したので、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により報告します。

注意事項

- 1 記載様式は、第 1 号様式に準ずるものとする。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書（第 1 4 号様式）の写し及び領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
また、処分の制限を受ける財産の取得の有無によらず、財産管理台帳（第 5 号様式）を添付することとし、処分の制限を受ける財産の取得がなかった場合は、同様式に財産の取得がなかったことを記載し添付すること。
- 3 第 1 号様式の 6 の添付資料に以下の資料を併せて添付すること。ただし、該当する支出があった場合に限り添付するものとする。

附帯事務費（別紙 2）

工事雑費（別紙 3）

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 - 号をもって補助金交付決定通知のあった山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金について、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 3 項の規定により次のとおり報告します。

1	第 1 1 条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け 第 - 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び消費税法の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のための資料を添付すること。

第13号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第12条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

第14号様式

平成 年度

山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金調書

県			市 町 村 名											備考		
補助事業名	交付決定の額	交付率	歳 入			歳 出										
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫交付 金相当額	うち 県補助金 相当額	支出 済額	うち 国庫交付 金相当額	うち 県補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち 国庫交付 金相当額	うち 県補助金 相当額	
山村振興等農林 漁業特別対策事 業 事務費 附帯事務費	円			円	円		円	円		円	円		円	円		

記載要領

- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する市町村の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る市町村の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書()すること。

別紙 2 附帯事務費

区 分	事業費	国庫交付金	県補助金	市町村費	その他	備 考
附帯事務費 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費	円	円	円	円	円	
合 計						

別紙3 工事雑費

地区名	事業実施 主体等	事業費	工事雑費	備考
地区 地区		円	円	
合計				

第 15 号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山村振興等農林漁業特別対策事業の交付決定前着手（着工）届

山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、別記条件を了承の上、次のとおり交付決定前に着手（着工）したいので、届け出ます。

- 1 事業内容
- 2 事業費 円
- 3 事業実施主体
- 4 着手（着工）予定年月日 平成 年 月 日
- 5 完了予定年月日 平成 年 月 日
- 6 交付決定前着手（着工）が必要な理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。